

鳥取県告示第805号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の9の規定により、次のとおり告示する。

平成20年12月5日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	介護予防サービスを行う事業所の名称	介護予防サービスを行う事業所の所在地	介護予防サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人 みのり福祉会 理事長 村田 実	倉吉市福守町 452	社会福祉法人みのり福祉会関金ラジ ュームデイサービ スセンター	倉吉市関金町259- 1	介護予防通所 介護	平成20年12月 1日